

令和2年第10回総会

山武市農業委員会会議録

令和2年10月5日 開会

令和2年10月5日 閉会

令和2年第10回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年10月5日（月）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
(4) 令和2年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について
て
(5) 利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について
(6) 令和2年度第4次農用地利用集積計画の一部取消について
(7) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 ただいまから令和2年第10回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第7 議案第4号 令和2年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第8 議案第5号 利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について

日程第9 議案第6号 令和2年度第4次農用地利用集積計画の一部取消について

日程第10 議案第7号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和2年10月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っておりますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされ

ています。以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。

議長

それでは、始めたいと思います。これより令和2年第10回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。欠席委員は議席番号13番、藤田委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件については、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号8番増田委員、議席番号9番小川委員の両委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告を求めます。

事務局

総会資料の4ページを御覧ください。

通知があった件数は2件でございます。

御覧のとおり、千葉県園芸協会が借り受け、配分した中間管理事業で賃貸借していた農地の合意解約でございます。このたび、売買による所有権移転をすることとなった為、解約するものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申

請についてを議題とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

申請地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の件について説明いたします。この申請は贈与による所有権移転です。申請理由は、譲渡人は自分では耕作できない為、長年にわたって譲受人に貸していたそうなのですが、このたび、贈与することにしたそうでございます。

また、譲受人は今までどおり2作体系をとりながら、ネギ、ニンジン栽培していきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号3番佐藤委員からの補足説明等を求めます。

佐藤委員

議席番号3番佐藤です。

小川推進委員の説明のとおり、何か問題は特にないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可条件の全てを満たしております。どうぞ御審議のほどよろしく願います。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号1について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号2を議題としますが、この案件については、日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についての申請番号1と関連のある案件ですので、議案第1号、申請番号2及び議案第2号、申請番号1を一括して審議することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、本件に関しては一括審議とします。

事務局からの概要説明を求めます。

事務局

議案第2号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

事務局長

議案第2号について、補足説明する。

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

続いて、地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

菊池推進委員

地区担当推進委員の菊池です。

最初に、2号議案の4のほうから説明します。更新で継続でございます。前回は、落花生を作るというお話だったんですが、日当たりが悪くなるのでそういうのは作れないということで、サカキとセンリョウを太陽光の下で続けてやるということです。ただ、現状、草だらけで、もうちょっと管理が

必要だと思われます。

続いて、3条のほうを御説明します。3条の2番です。これは、使用貸借権の設定であります。今まで、譲渡人が管理をしてきましたが、遠方である為管理できない為、譲受人に管理をしてもらうことになっております。2人の関係はいとこですので、よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

次に、当該地域の農業委員、議席番号17番鈴木委員からの補足説明等を求めます。

鈴木委員

議席番号17番、鈴木です。

菊池委員の説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、現地調査員の川島委員からの報告を求めます。

川島委員

議席番号5番川島です。

大きい声で説明します。推進委員から説明があったとおりでございます。それと、3年ごとに申請をし直すという中で、先ほど見に行きましたら、先ほど、推進委員から話がありましたように、草が大分すごいということで、許可要件としては管理上問題があるということで、手入れをもう少し頑張ってやっていただくということで、許可するよというこで、条件をつけたいと思います。

許可申請については、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われますので、よろしくお願いたします。

議長

事務局からの概要説明、地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明並びに現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に、議案第1号、申請番号2について採決します。本件については、議案第2号、申請番号1の許可を条件に、同日付で許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、議案第2号、申請番号1の許可を条件に、同日付で許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、申請番号1について採決します。本件について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員

地区担当推進委員の加藤でございます。

譲渡人、譲受人、同一の番地が書いてあると思いますが、同じ人です。自分の土地を自分の会社に賃貸するということで、何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等を求めます。

古谷委員

議席番号11番、古谷です。

今、加藤推進委員が言ったとおり、権利者につきましては、農地所有適格法人以外の法人であります。農地法第3条第3項各号に適合するため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。

番号4について説明いたします。これは贈与による所有権の移転です。譲渡人は現在、東京に住んでおり、今後も地元に戻って住む予定もなく、また、農地活用の考えがないということで、譲受人の農業ビジネスに賛同して、無償で贈与するものです。また、これには宅地、建物、山林も含まれています。

譲受人は東京で28年公務員を務め、48歳で、オーストラリアで20年果樹栽培を行ったという方で、その後、日本に戻り、数年前より長柄町でオリーブの栽培を始めたという経歴の方です。先日、会長とともに直接お話を聞いて、農地も見回りました。今後、オリーブ栽培の6次産業化と、古民家を利用した農泊など、様々な計画があるようです。畑はほとんど現在、耕作放棄地という状態であり、困難が予想されますが、地域の活性化の為にもぜひ提供してもらいたいと思っています。

なお、労働力につきましては、本人は高齢ですが、友人の方と、また31歳になる姪の3人で耕作するそうです。説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号3番佐藤委員から補足説明等を求めます。

佐藤委員

議席番号3番の佐藤です。

佐瀬推進委員の説明のとおり、際立った経歴の持ち主とのことです。やっつけられるだろうということで、特に問題はないということでした。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号5について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

この案件は賃貸借権の設定になります。譲渡人は自分で耕作しておらず、担い手を探していました。受人は経営規模拡大の為となっております。当該土地を借りてニラを栽培することです。地元としては問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

- 小山委員** 議席番号2番、小山です。
ただいま、伊藤推進委員の申したとおり、何ら問題はありません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。
- 議長** 地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (異議なし)
- 議長** 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。
- (挙手全員)
- 議長** 挙手全員です。本件については許可することに決定します。
次に、議案第1号、申請番号6について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。
- 布施推進委員** 担当地区推進委員の布施です。
第1号議案の番号6について説明します。この許可申請は、賃貸借権の設定です。譲渡人は高齢の為、譲受人は規模拡大の為、パイプハウスでニラを栽培します。何ら問題がないと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。
- 議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。
- 小山委員** 議席番号2番、小山でございます。
ただいま、布施推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はありません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号7について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。

議案第1号、7について説明いたします。この譲渡人は居住地が千葉市でして、おじさんに当たる人から話が出まして、譲受人が耕作することになり、ニラの栽培を規模拡大で耕作しております。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。

ただいま、高橋推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号7について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号8について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。

第1号議案、番号8について説明します。この案件は、売買による所有権移転です。譲渡人におきましては、この土地は以前より私も話がありまして聞いていた畑です。譲受人に関しましては、規模拡大の為、シイタケ栽培をするとのことでした。御審議よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。

ただいま、布施推進委員の申し上げましたとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号8について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号9について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

9番の案件について御説明いたします。これは売買による所有権の移転です。譲渡人、譲受人におきましては、親戚関係ということもありまして、譲受人が耕作している近くの田んぼを今回、売買により取得したいということで申請がありましたので、よろしくをお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員から補足説明等を求めます。

齊藤委員

議席番号6番、齊藤です。

今、椎名推進委員さんからの説明のとおりでありまして、何ら問題はないかと思えます。よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議のほどよくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号9について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第3号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号、申請番号1について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
今回の申請は、転用に伴う農地の賃貸借権の設定の申請であります。譲渡人につきましては、以前、この土地はイチゴの苗などを作っておりましたが、隣接地に商業施設などが建ち、ここ数年、ずっと耕作はしておりませんでした。譲受人につきましては、現在、東金でヤクルトの販売、化粧品の販売、それからエステなどの事業を行っております。また、その事務所には託児所もありますので、手狭になり、また老朽化ということで、移転先を何年か前から探していたそうです。現在の事務所より大体四、五分の位置になりますので、今回の場所はよいということで、申請になりました。どうぞよろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の齋藤委員からの報告を求めます。

齋藤委員 議席番号6番齋藤です。

今、齋藤推進委員さんからの説明でありましたように、現地を見てまいりまして、周辺は宅地とか商店に囲まれた場所でありまして、今回申請が出ているのが店舗兼事務所です。第二種農地ということで、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において、何ら問題はないと思われます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第3号、申請番号2について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

菊池推進委員

地区担当推進委員の菊池です。

第3号議案の2番について、御説明します。これは所有権の移転です。譲受人はアパート経営をしておりまして、今どき、駐車場がないと借りてくれないということで探しておられたところ、隣の土地になります。この土地は北側も南側も道路で、右と左ともアパートと民家になっており、孤立した

農地になっておりました。地元としては何の問題もありません。よろしくをお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の川島委員からの報告を求めます。

川島委員 議席番号5番川島です。
先ほど、調査してきました。本件は第一種農地への駐車場の建設ということで、原則としては不許可ですけど、しかし、既存施設の拡張ということで、拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えない面積であれば例外規定に該当すると思います。ということで、許可相当と思われます。よろしく願いいたします。特に問題ありません。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第3号、申請番号2について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。
次に、議案第3号、申請番号3について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号、申請番号3について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。
申請番号3番について説明します。これは所有権移転です。この土地は昨年9月の総会において、農振除外申請を780㎡の内499㎡を転用し、今回、専用住宅として申請します。隣接農地所有者も何も問題がありませんので、よろしく願います。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の齊藤委員からの報告を求めます。

齊藤委員 議席番号6番齊藤です。
先ほど、現地を見てきまして、今、高橋推進委員さんの言われたとおりでありまして、周りには住宅地がありまして、本件は第一種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置されている場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われれます。よろしく願います。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第3号、申請番号3について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定します。
次に、議案第3号、申請番号4について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号、申請番号4について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

中山推進委員 当該地区担当推進委員の中山です。
申請番号4番の件について説明します。この申請は、転用を伴います賃貸借権の設定ということで、この譲受人、譲渡人は8月の総会で3条で1回申請が出されまして、取り下げられております。そのときは、営農型の太陽光発電の設置ということでしたが、今回、5条のほうで営農型ではない太陽光発電ということで、再申請をされております。場所的にはJR総武本線と郵便局の間ということで、ほとんど住宅街ということで、むしろ営農型で農薬なんかを使うよりは、太陽光発電だけのほうが好ましいのかなと思われる場所です。よろしくをお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の川島委員からの報告を求めます。

川島委員 議席番号5番川島です。
中山推進委員から詳細について説明がありました。そのとおりでございます。周りが住宅地ということで、周辺には農地が少しありますけども、ほとんど問題ないと思われまして。ということで、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われまして。以上です。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第3号、申請番号4について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしとして認め、採決いたします。

最初に、所有権移転個人明細の番号1を採決しますが、この案件は、議席番号17番、鈴木委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長 それでは、所有権移転個人明細の番号1について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。
鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

議長 引き続き、利用権設定等個人明細の番号1から番号11を一括して採決します。
利用権設定等個人明細の番号1から番号11について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、利用権設定における借受者移転計画(案)の決定についてを議題とします。
この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

それでは、利用権移転個人明細の番号1及び番号2について、原案のとおり承認することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、令和2年度第4次農用地利用集積計画の一部取消についてを議題とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認めます。
これから採決いたしますが、この案件は、議席番号6番、齊藤委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、齊藤委員の退室を求めます。

(齊藤委員退室)

議長 それでは、令和2年度第4次農用地利用集積計画の内所有権移転個人明細の一部を取り消し、変更後の所有権移転個人明細のとおり変更することについて、御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり変更し、承認することに決定します。
齊藤委員の入室を許します。

(齊藤委員入室)

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。
この議案に関しては一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部、一括審議とします。
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第7号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。
最初に、番号1について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。
それでは、番号1について説明させていただきます。この件は更新であります。妻と長男3人で水稻経営を行っております。機械化導入により作業効率向上、軽減を図る。また、直配事業の拡大を図りながら、年間労働時間を減らし、年間所得を目指しております。
以上です。よろしく申し上げます。

議長 次に、番号2について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。

番号2について説明いたします。更新です。本人とパート雇用で露地栽培を中心に行っております。昨年あたりから、エンジンの選別機の調子が悪いということで、新しいものに替えて、作業効率の向上を図るとともに、季節野菜では抑制トマトからピーマンに作付品目を変えて、収益の向上を図ってきております。よろしく願いいたします。

議長

次に、番号3について、地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

番号3について御説明いたします。更新になります。現在、妻と母の3人で露地野菜の経営を行っていきまして、農地の集積に集約し、作業効率の向上を図り、安定した経営を目指すということです。よろしく願いします。

議長

次に、番号4について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

番号4について説明させていただきます。この方は新規です。主要作物がネギと落花生。ここに「現在、母と妻と子の4人で」と書いてありますけども、子供が最近、就農いたしました。したがって、今後、ネギの収穫及び露地野菜の畑の拡大を行いたいと申しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に、議案第7号、番号1について採決しますが、この案件は、議席番号17番、鈴木委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退

室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長

それでは、議案第7号、番号1について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

議長

次に、議案第7号、番号2、番号3及び番号4について、一括して採決します。

本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。

その他の件について、皆様から何か御意見等がございますか。

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は11月5日木曜日、本庁舎3階大会議室を予定していますので、御参集願います。

令和2年10月5日

農業委員議長

署名委員

署名委員